

○鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金交付規則

令和3年3月19日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の影響等により事業収入が減少した村内で事業を営む中小企業者等に対し、当該中小企業者等の経営継続等の支援を目的として、鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次に掲げる用語の定義は、次の定めるところによる。

- (1) 判定収入金額 村内に主たる事務所等を定める者については、事業活動で生じる全ての収入金額。その他の者については、村内における事業活動で生じた全ての収入金額。ただし、売電収入、不動産収入、山林収入、国、北海道、村、その他の団体から受けた補助金等の収入については、当該収入金額に含めないものとする。
- (2) 比較対象金額 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に生じた判定収入金額。ただし、当該年の途中で事業を開始した者は、判定収入金額を事業の行った月で除した額に12を乗じて求めた金額。
- (3) 判定対象金額 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に生じた判定収入金額。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和3年4月1日の時点において、村内に主たる事務所、又は事業所等を設けて事業を営んでいる事業者とする。ただし、次に掲げる者については、交付対象者から除くこととする。

- (1) 鶴居村新型コロナウイルス感染症緊急経済対策交付金実施規則（令和2年規則第27号）第5条第1項第2号に規定する経営安定維持活動により交付金を受領している者。
- (2) 第4条に規定する交付申請をした時点で既に事業を廃止している者、又は、3年以上事業を継続する意思の無い者。
- (3) 比較対象金額が20万円未満の者。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者、又はその関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に事業を開始した者は、別表に定める特例交付対象者として取り扱うこととする。
- 3 補助金の給付は、同一の交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 公的機関等が発行する本人等が確認できる書類の写し
- (2) 判定収入金額明細書（様式第2号）

- (3) 判定収入金額が分かる資料
- (4) 振込先口座通帳の写し
- (5) 村内で3年以上事業を継続する旨の誓約書（様式第3号）
- (6) その他村長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 村長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 村長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) この規則に違反したとき
- (3) その他村長が不相当と認めたとき

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めのないものについては、村長が別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表

事業区分	減少率の算定方法	減少率	補助金額
法人	(比較対象金額－判定対象金額) ÷ 比較対象金額により求めた減少率	5%以上20%未満	金10万円
		20%以上50%未満	金20万円
		50%以上	金30万円
個人		5%以上20%未満	金5万円
		20%以上50%未満	金10万円
		50%以上	金15万円
特例交付対象者の算定方法			
特例	法人		金10万円
	個人		金5万円

鶴居村長 様

(申 請 者)

住 所

名称等

㊞

鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金交付申請書

標記のことについて、鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金交付規則第5条第1項の規定により、補助金の交付をされたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 判 定 基 準

(1) 事業者区分 法人 ・ 個人 ・ 特例

※特例交付対象者については、以下の項目の記載は不要となります。

(2) 比較対象金額

A : _____ 千円

(3) 判定対象金額

B : _____ 千円

(4) 減少率の判定 { (A-B) ÷ A }

_____ %

3 振込先金融機関

金融機関名							
支店名							
口座の種類							
口座番号							
口座名義人							

判定収入金額明細書

(単位：千円)

月	比較対象金額 (2019年)	判定対象金額 (2020年)	備考
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計	I :	II :	
比較対象金額の特例			
I ÷ 事業の行った月	III	III × 12	IV :
判定基準の算定			
比較対象金額 I 又はIVの額	A :	判定対象金額 IIの額	B :

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

住所

名称等



様式第3号（第5条関係）

誓 約 書

私は、鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金を申請するにあたり、少なくとも補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、現在の事業を継続することを誓約いたします。

年 月 日

鶴 居 村 長 様

所在地

名称等

㊞

号
年 月 日

様

鶴居村長

⑩

鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請について、下記のとおり交付（不交付）することを決定したので、鶴居村新型コロナウイルス感染症経済対策支援補助金交付規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 不交付の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。